

6 輸国第 3 6 0 8 号

関税割当公表第 86 号の 3

令和 6 年度下期のとうもろこし（コーンスターチ用）の関税割当て
（第 2 次公表）について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和 40 年農林省令第 13 号）
第 6 条の規定に基づき、とうもろこし（コーンスターチの製造に使用するもの。
以下同じ。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和 7 年 2 月 3 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、用途、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品 とうもろこし（関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36
号）別表第 1 第 1005.90 号に規定するもののうち、コーンスターチの製造
に使用するもの）

2 用途及び割当数量（括弧内：令和 6 年度上期の割当ての残量及び令和 6
年度下期のとうもろこし（コーンスターチ用）の関税割当てについて（令
和 6 年 10 月 1 日付け 6 輸国第 2099 号関税割当公表第 86 号の 2）に基づく
割当ての残量の合計）

(1) 糖 化 用	423, 351 トン（うち 209, 951 トン）
(2) 一 般 用	444, 536 トン（うち 85, 336 トン）
(3) 新規用途用	372, 224 トン（うち 178, 724 トン）
合計割当数量	1, 240, 111 トン（うち 474, 011 トン）

3 通関期限 令和 7 年 3 月 31 日

第2 関税割当申請書の受付及び関税割当証明書の交付の担当課

農林水産省農産局地域作物課

第3 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

- 1 提出期間（書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、行政機関の休日を除く。）

令和7年2月6日（木）から同年2月13日（木）まで（必着）

- 2 提出時間 書面による提出のうち、直接持ち込む場合は、午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第4 その他

関税割当申請書の添付書類その他手続に関し必要な事項並びに割当ての基準に関する事項については、令和6年度下期のとうもろこし（コーンスターチ用）の関税割当てについて（令和6年9月10日付け6輸国第1893号関税割当公表第86号。以下「下期手続公表」という。）によるものとする。

ただし、下期手続公表の規定に基づき、関税割当申請書及び下期手続公表第6に掲げる書類を提出した者にあつては、本公表に基づく関税割当申請時点において、当該書類の記載内容に変更のない場合は、当該書類の添付を必要としない。